

一般社団法人日本口腔衛生学会認定

歯科公衆衛生専門医研修プログラム

日本歯科大学新潟生命歯学部 衛生学講座

研修プログラム管理委員会

令和4年6月作成

1. 歯科公衆衛生専門医研修の概要

一般社団法人日本口腔衛生学会専門医制度は、公衆衛生に関する基本的理解に立脚し、多様な関係者と緊密に連携しながら、歯科公衆衛生活動を効果的に推進できる専門的知識・技術を有し、歯科保健医療制度の発展に寄与できる歯科医師を養成することにより、歯科口腔保健医療福祉の水準の向上と普及発展を図り、もって国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的としています（一般社団法人日本口腔衛生学会専門医制度規則第1条）。

本研修プログラムは、歯科公衆衛生専門医の認定を申請するための要件を定めている一般社団法人日本口腔衛生学会専門医制度規則第8条のなかで、「(9)一般社団法人日本口腔衛生学会指導医制度規則第17条の規定により認定された研修機関において、一般社団法人日本口腔衛生学会専門医研修プログラム基準で規定する専門医研修プログラムを修了した者」とあるように、本研修プログラムの修了は専門医を申請するための必須要件の一つとなります。

2. 日本歯科大学新潟生命歯学部における歯科公衆衛生専門医研修プログラムの特徴

本学は、「高齢者の介護福祉など地域医療に貢献できる医療人の育成」を教育目標の一つとしており、それを達成するため本講座は本学部で唯一の社会系歯学講座として、地域貢献活動に重点を置き、行政や歯科医師会、保健・福祉関係者など幅広い連携を行っています。本講座での研修プログラムでは、超高齢社会に対応した地域包括ケアを実践できる知識および能力・技術を習得することができます。また、本講座の特色として、国家統計データ等を活用した疫学研究を継続して実施しており、その分析手法を医療統計学や疫学に関する知識を活用しながら習得することができます。

当プログラムの特徴は、到達目標(1)～(7)全てバランスよく研修でき、求められる実践能力・技術としての基本的スキル向上を網羅的に研修可能な点です。新潟病院との連携により地域保健課題と予防歯科臨床をバランス良く経験でき、地域歯科保健活動と歯科臨床、学会等での学術的活動の各面から歯科公衆衛生の要点を修得できることから、多視的・多角的に物事を考えることのできる専門医を育成します。また、研修内容に沿った問題点を自分で考え、対応事例を通じて問題を解決し、そして、その結果を分かりやすく報告して社会に還元できる能力を習得できます。

3. 研修体制

1) 研修プログラム管理委員会

- ・委員長（研修プログラム統括責任者）
日本歯科大学新潟生命歯学部衛生学講座 教授 小松崎 明（指導医）
- ・委員
日本歯科大学新潟生命歯学部衛生学講座 准教授 鴨田剛司（専門医）
日本歯科大学新潟生命歯学部衛生学講座 准教授 小野幸絵（専門医）

2) 研修施設群

- ・基幹研修施設
日本歯科大学新潟生命歯学部衛生学講座 教授 小松崎 明（指導医）
- ・連携研修施設
日本歯科大学新潟病院 指導者 小野 幸絵（専門医）※兼任
日本歯科大学新潟短期大学 指導者 小松崎 明（指導医）※兼任
国分台ふたば保育園（研修協力機関）

3) 研修生定員

日本歯科大学新潟生命歯学部衛生学講座 3人

4) 標準研修期間

標準研修期間は2年間です。

なお、研修の進捗状況等により、研修プログラム管理委員会が認めた場合は期間を延長または短縮することがあります。

5) 研修生の選考方法

1. 応募資格

日本口腔衛生学会認定医で、応募期間中に当該年度の会費を納入している者

2. 研修開始時期

毎年4月1日（予定）

3. 選考方法等

- ①選考日：研修開始年度の前年度9月最終日曜日（予定）
- ②面接試験：15分の対面式（場合によってはオンライン）で行います。
- ③レポート：専門医を取得する目的、これまでの研究活動、地域保健活動の実績等を1000字以内で作成、提出すること。

4. 提出書類

- ①研修願書（所定様式をダウンロード、Word型式）

②履歴書（所定様式をダウンロード、写真添付のこと、Word 型式）

③認定医の認定証コピー等、関連書類のコピー

5. 出願手続き

出願は衛生学講座への直接提出か郵送に限ります。

上記の提出書類を一括して封筒に入れて提出すること。郵送の場合は書留郵便で送付すること。出願は、研修開始前年度8月1日～10月31日（郵送の場合は消印有効）。

4. 研修の内容・進め方

「一般社団法人日本口腔衛生学会 歯科公衆衛生専門医研修プログラム基準」に定められた、知識および実践能力・技術の一般目標と到達目標を目指して研修を行います。研修者の習熟度に応じて研修完了までに到達目標の達成を目指して段階的に研修を進めます（添付1）。

下記「5. 到達目標」の1) 知識および2) 実践能力・技術の一般目標と到達目標に従い、指導医の指示の下に研修を行います。行った研修がどの到達目標に該当するかを確認し、「専門医 研修記録」（添付2）の所定の欄に記入します。

研修方法は、研修施設における研修のほか、地域現場等における実務研修、自己学習があります。

1) 研修施設（基幹・連携）における研修

研修施設における研修プログラムに沿って、講義、演習、事例検討、実習・実務等を効果的に組み合わせる研修を行います。なお、指導医からの指示があれば、日本口腔衛生学会が認定する研修会やe-ラーニング・プログラムを適宜活用することもあります。

2) 地域現場等における実務研修

指導医の指導のもと、地域現場等における実践を通じた研修を行います。なお、指導医の直接の指導監督のもとに実務研修を行う場合のほか、指導医と連携しながら適宜、相談・報告を行い、指導を受ける形の実務研修もあります。

3) 自己学習

一般社団法人日本口腔衛生学会が認定する研修会やe-ラーニング・プログラムを適宜活用しながら、自己学習を行います。併せて、一般社団法人日本口腔衛生学会や関連する学会の学術大会や専門雑誌、その他の機会を通じて、幅広く学習を行います。

5. 到達目標

一般社団法人日本口腔衛生学会専門医研修プログラム基準を満たす形で設定された本研修プログラムの一般目標および到達目標は以下のとおりです。

1) 知識

(1) 公衆衛生および公衆衛生施策

【一般目標】

- ・健康の社会的決定要因など、公衆衛生活動の理論および公衆衛生関連施策や実施機関等の全体像に関する知識を修得する。

【到達目標】

- ・公衆衛生・地域保健の全体像および分野別の概念と特徴を説明できる。
- ・プライマリヘルスケア、ヘルスプロモーション、健康の社会的決定要因などの公衆衛生の理論を説明できる。
- ・我が国の公衆衛生行政の概要（根拠法を含む）および国と地方公共団体の役割を説明できる。
- ・我が国の公衆衛生関連施策（医療保険（高齢者医療を含む）、介護保険、障害者福祉、地域包括ケア等）の概要を説明できる。

(2) 公衆衛生施策における歯科保健活動

【一般目標】

- ・公衆衛生関連施策（国際（歯科）保健を含む。）における歯科保健活動および歯科専門職の位置付け、現状と役割に関する知識を修得する。

【到達目標】

- ・母子保健、学校保健、産業保健、障害者保健福祉、生活習慣病（NCDs）予防、介護予防・高齢者保健、地域包括ケアなどにおける歯科保健の位置付け・役割を説明できる。
- ・母子保健、学校保健、産業保健、障害者保健福祉、生活習慣病（NCDs）予防、介護予防・高齢者保健、地域包括ケアなどにおける歯科保健活動の課題を説明できる。
- ・国際保健における歯科保健の位置付け、役割を説明できる。

(3) 公衆衛生政策決定プロセス

【一般目標】

- ・公衆衛生に関連する政策決定プロセスに関する知識を修得する。

【到達目標】

- ・行政組織（国・都道府県・市区町村）の組織と役割の概要を説明できる。
- ・行政と議会、財政の関係を説明できる。

- ・根拠に基づく政策立案の考え方を説明できる。
- ・政策立案や事業評価に必要な情報収集や分析手段を説明できる。
- ・健康増進計画、歯科保健計画などの地方自治体が策定する保健医療に関する計画の概要と策定プロセスを説明できる。

(4)保健医療統計・疫学

【一般目標】

- ・医療統計学や疫学に関する知識を修得する。

【到達目標】

- ・行政から公表されている保健・医療に関する統計調査の概要を説明できる。
- ・データ解析に必要な統計手法の考え方を説明し、適用することができる。
- ・歯科保健に関する統計・疫学指標の意義・算出方法を説明できる。
- ・人を対象とした医学系研究のデザインおよび倫理的配慮を説明できる。

(5)保健行動理論

【一般目標】

- ・保健行動理論・モデルに関する知識を修得する。

【到達目標】

- ・健康に関する行動理論・モデルの概要を説明できる。
- ・健康に関する実際の行動を行動理論・モデルを用いて説明できる。
- ・行動理論・モデルを用いた問診票の作成や指導プログラムの立案ができる。
- ・歯科保健指導の意義を理解し、歯科衛生士に指導することができる。
- ・保健指導効果の向上対策について検討することができる。
- ・歯科保健指導、生活習慣指導により行動変容を促し、維持することができる。

(6)効果的な歯科保健施策の展開

【一般目標】

- ・フッ化物の集団応用など、地域歯科保健を効果的に推進するための方策に関する知識を修得する。

【到達目標】

- ・ライフサイクル（対象）毎の歯科口腔保健上の現状と課題を説明できる。
- ・各歯科疾患・ライフサイクルに応じた効果的な歯科保健対策を説明できる。
- ・保健医療に関わる専門職・団体、民間組織・ボランティア等の概要を説明できる。
- ・歯科保健関係者およびその他の保健医療福祉関係者との連携の重要性を理解する。

- ・ 歯科に関連したヘルスリテラシーの向上対策を説明できる。
- ・ へき地における歯科保健施策を運営する人材を養成することができる。
- ・ 歯科保健関連情報を収集し、住民に適切な方法で提供することができる。

(7) 歯科予防管理

【一般目標】

- ・ 歯科医療における安全で効果的な予防管理に関する知識を修得する。

【到達目標】

- ・ 歯科保健医療における安全管理・感染予防策を説明できる。
- ・ う蝕、歯周病をはじめとした歯科疾患および口腔機能障害のリスク要因とリスク評価方法を説明できる。
- ・ フッ化物応用をはじめとした効果的な歯科疾患予防・口腔機能低下防止の手法を説明できる。
- ・ リスク評価等に応じた予防管理計画策定の実際について説明できる。
- ・ 保健行動理論に基づいた効果的な保健指導の実際について説明できる。
- ・ 歯科予防管理におけるチーム医療・多職種連携の重要性と実際について説明できる。
- ・ 各個人の口腔状況に応じた歯科予防処置、歯周疾患管理、口腔機能向上対策等を説明できる。
- ・ 口腔疾患、口腔機能低下の評価方法、改善方法について説明できる。
- ・ 口腔機能回復を目的としたマネジメント計画を説明できる。
- ・ 誤嚥性肺炎の予防・口腔乾燥などの改善を目的とした知識・技術を説明できる。

2) 実践能力・技術

【一般目標】

- ・ 地域歯科保健活動における実践経験を通じ、歯科口腔保健の専門家として、個人または集団の健康状態や環境等に関する情報を収集・分析し、これに基づいた予防医療を含む保健活動・事業の立案・実施・評価・改善に関する提案及び支援が効果的に行えるようになる。

【到達目標】

- ・ 地域や集団等における歯科保健に関わる課題を的確に把握し、分析評価できる。(問題発見・分析評価能力)
- ・ 設定した課題に対し、適切な対策を選択または立案し、利用可能な資源を有効に活用しながら事業を進捗管理していくことができる。(事業企画・管理能力)

- ・個人、集団、組織、専門職、マスコミなど多様な関係者と円滑な意思疎通を図り、効果的に働きかけて協調・協力することができる。(コミュニケーション・協調能力)
- ・エビデンスに基づいた効果的な歯科保健活動を推進するために自ら調査研究を行うとともに、AIやビッグデータ等の活用及び他の知見を含め活動に反映できる。(研究推進・活用能力)
- ・常に最新の知識・技術を獲得するための努力を行うとともに、倫理規範や法令を遵守して行動できる。(自己研鑽・倫理的行動能力)
- ・住み慣れた地域で暮らしを続けられるよう連携を促し、提供すべき歯科保健情報を説明できる。

6. 研修の記録・評価および保存

研修生は随時「歯科公衆衛生専門医 研修記録」(添付2)に研修実績を記録し、指導者はその評価・コメントを記載します。研修のプロトコールに関する形成的評価が可能なよう、記載履歴を全て残す様式とします。研修への参加状況や態度、成果物(論文、抄録等)の完成度に関する評価も実施し、フィードバックします。

年度毎に研修生と指導医が面談のうへ、「研修プログラム到達度評価 総括表」で研修の進捗状況を確認・フィードバックします。重要な修得事項に関しては、口頭試問形式での理解度確認を実施します。

最終的な「歯科公衆衛生専門医 研修実施記録」は研修生および基幹研修施設の双方が保持し、基幹研修施設は最低5年間、これを保存します。

7. 修了判定

研修修了時に、研修プログラム管理委員会において、「歯科公衆衛生専門医 研修記録」等を評価対象として修了判定を行います。

修了を判定された場合には、指導医は、「認定医新規 様式5」の一般社団法人日本口腔衛生学会認定研修機関における指導・研修証明ならびに専門医研修プログラム修了証明書(履修チェックリスト)を研修者に対して交付します。